

令和2年度

河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和2年3月  
河内長野市

---

# 目 次

---

## ■実施計画

- 1 計画の目的 . . . . . 1
- 2 計画対象区域 . . . . . 2
- 3 計画実施期間 . . . . . 2
- 4 一般廃棄物の種類及び排出量及び処理量の見込み . . . . . 2
- 5 一般廃棄物の発生抑制のための方策 . . . . . 3
- 6 分別し、収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 . . . . . 7
- 7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 . . . . . 8
- 8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 . . . . . 9

## ■資料

ごみ処理体系フロー図

## ■実施計画

### 1 計画の目的

平成28年3月に策定した河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める基本理念、基本方針、目標を達成するために、令和2年度におけるごみ処理実施計画を策定するものである。

#### (1) 基本理念

本市の最上位計画となる「河内長野市第5次総合計画」では、将来都市像として「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」を掲げており、それを実現するための政策のひとつとして「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」を位置付け、循環型社会の構築を目指している。

第5次総合計画の趣旨と政策の方向を踏まえ、循環型社会の構築を目指すためには、市民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、各々の役割と協働の基にそれぞれの立場で環境に配慮した具体的な行動を起こしていくことが重要である。

これらの考えを基に策定した「河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念を以下に示す。

#### ～基本理念～

豊かな自然と暮らしが調和する  
先進循環型都市 かわちながの

#### (2) 基本方針

現在、少子高齢化や核家族化及び人口減少が進むことを考慮した時代のニーズに対応できる廃棄物処理行政が求められている。

基本理念を実現するために以下の「6つの基本方針」を定めるものとする。

#### ～ 6つの基本方針 ～

- 1) 発生抑制の推進（リデュース）
- 2) 再使用の推進（リユース）
- 3) 資源化の推進（リサイクル）
- 4) 適正処理の推進
- 5) 協働による取組の推進
- 6) 安定した事業運営基盤の確立

## 2 計画対象区域

河内長野市全域とする。

## 3 計画実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 4 一般廃棄物の種類及び排出量及び処理量の見込み

目標達成時の排出量及び処理量について、以下のとおりである。

※家庭系ごみ、事業系ごみの合計である。

(単位 t)

一般廃棄物の種類		見込量(目標値)
焼却 破碎	もえるごみ	21,151
	もえないごみ・粗大ごみ	2,473
資源化	ペットボトル	173
	プラスチック製容器包装	1,342
	カン・小型金属	346
	ビン	742
	古紙	1,550
	古布	162
	大型金属	154
	魚あら	204
	木質チップ	869
	陶磁器製食器	4
	ガラス製食器	4
	資源集団回収	4,077
	小型家電	3
	焼却施設金属類(第2清掃工場)	263
粗大ごみ施設金属類(第2清掃工場)	135	
副産塩(第2清掃工場)	111	
最終 処分	焼却灰	3,167

## 5 一般廃棄物の発生抑制のための方策

河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で掲げた目標達成に向けた方策の体系図を以下に示す。



前述記載の体系図に示した方策のうち、令和2年度の事業計画について、以下のとおり実施する。

### (1) 発生抑制の推進

- ①近年スマートフォンが普及していることから、ごみ分別アプリやLINEを利用した情報発信を行う。また、広報紙、ホームページを通じて広く呼びかけていく。
- ②生ごみの水切り（ぎゅっとひとしぼり行動）や食品ロスの削減について広報紙、ホームページを通じて広く呼びかけていく。
- ③多量排出事業者に対するごみの抑制や減量に関する計画書の作成を指導し、自らの責任において、ごみの発生抑制や資源化に努めるよう求める。
- ④海洋等におけるプラスチックごみによる汚染の防止に向けて、「かわちながのプラスチックごみゼロ宣言」を行った。また、レジ袋の有料化が開始されることから、プラスチックごみ削減の協力を環境イベントやホームページを通じて広く呼びかけていく。

### (2) 再使用の推進

- ①家庭に眠っているまだまだ使えるものを他の人に譲り、物を長く使用する取り組み（※もったいない市・ぐるぐるマルシェ）を実施する。

#### ※ もったいない市

家庭で不要となった食器を回収し、使えるものを陳列し、欲しい人が無料で持ち帰ることができるイベントのこと。

#### ※ ぐるぐるマルシェ

家庭で不要となった子供服・子供靴・子供用帽子を回収し、使えるものを陳列し、欲しい人が無料で持ち帰ることができるイベントのこと。

- ②家庭で不要となった使える物を廃棄せずに再使用するための機会を検討する。

- ③家電製品やおもちゃ、椅子などの家具、自転車等を買替える時は、まず修理や修繕を考慮することで長く使用することを促し、リユース意識の向上を図る。

### (3) 資源化の推進

- ①もえるごみに相当量含まれている資源化物について、市民の分別意識の向上を図るための啓発を充実させ、さらなる分別の徹底を促す。
- ②パソコン本体や携帯電話の持込み回収を開始し、再資源化を図ったが、それ以外の小型家電リサイクルについて、新たな回収方法に取り組み、小型家電の再資源化を図るとともに適正な処理する。また、広報紙、ホームページを通じて市民に小型家電リサイクル制度の理解と利用促進を図るための啓発活動を行う。
- ③資源集団回収助成制度を継続するとともに、減少傾向にある協力団体と資源回収量を回復するための働きかけを強化する。
- ④事業系ごみについて、「普通ごみ」「資源ごみ」の2種分別を引き続き実施し、分別排出の徹底、排出抑制、資源化に向けた取り組みを継続する。
- ⑤剪定枝の資源化施策について、再資源化に向けて研究・検討を進める。

### (4) 適正処理の推進

- ①ごみ収集に関して今後、高齢化がますます進行していくことから、現在のふれあい収集の体制及び対象者の範囲や対象品目の拡大について、検討を進める。
- ②資源ごみ等の抜き取り行為に対して、シルバー人材センターによるパトロール体制により、抜き取り行為の防止に努める。
- ③「事業系ごみの分け方・出し方パンフレット」の配布により、事業系ごみの排出者に対して、ごみの適正処理を求める。
- ④魚あら処理について、収集運搬を行う事業者に対して大阪府内の再生活用施設で適正な処理を行うことを求める。

#### **(5) 協働による取り組みの推進**

- ①河内長野市廃棄物減量等推進審議会を活用し、ごみの減量化・資源化・適正処理の推進に関する協議を行っていく。
- ②「まちづくり出前講座」の継続とともに、市から積極的に地域や学校へ出向いた環境啓発や講座を実施する。
- ③「夏休み親子施設見学会」など、清掃工場やリサイクル施設の見学会を実施し、環境教育を推進する。
- ④職員において、弁当箱等がごみにならないものや簡易包装のものを極力買ったり、マイ箸やマイボトルの利用、さらに食べ残しをなくすこと等、3Rの率先行動を実践する。また、市内のみに限らず、地域また家庭においても模範となるよう、3R行動を率先的に取り組むよう呼びかけていく。

#### **(6) 災害廃棄物処理対策の推進**

- ①廃棄物処理法に基づき、風水害等の災害が発生時に備えて災害廃棄物処理計画を策定する。

#### **(7) 安定した事業運営基盤の確立**

- ①家庭系ごみの有料化については、効果と課題、市民ニーズの動向、近隣市の状況、目標の達成状況等あらゆる側面を考慮しながら、ごみシール制の見直しも含め、研究・検討を進めていく。
- ②再生資源は、ごみ処理事業において有用で貴重な財源であることから、適正で妥当な価格での売却に努め、安定的に確保していく。



## 6 分別し、収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別	収集頻度	排出方法	排出方式	対象	
もえるごみ	週2回	推奨ごみ袋	ステーション方式	生ごみ類:調理ごみ・残飯等	
				紙くず類:ティッシュペーパー・紙コップ・紙おむつ等	
				ビニール・プラスチック製品類:ポリバケツ・歯ブラシ・CDケース・プラスチック製食器・おもちゃ等	
				皮革類:かばん・くつ・ベルト等	
				その他:落ち葉・剪定枝(葉・小枝)・タバコの吸い殻・カイロ等	
もえないごみ 粗大ごみ	月1回	推奨ごみ袋	ステーション方式	家具・寝具類:たんす・机・ふとん・じゅうたん・座布団等	
				家電製品類:アイロン・ファンヒーター・ミシン・エレクターン・掃除機・乾電池等	
				せともの類:花びん・置き物・植木鉢等	
				ガラス類:蛍光灯・鏡・窓ガラス・耐熱ガラス等	
				刃物類:はさみ・包丁・のこぎり等	
その他:自転車・剪定枝(葉・小枝以外)・ストーブ等					
資源ごみ	プラスチック製容器包装	月2回	推奨ごみ袋	ステーション方式	ボトル類:サラダ油・ソース・シャンプー等のボトル
					トレイ類:惣菜・豆腐・刺身等のトレイ
					パック類:たまご・化粧品パッケージ等のパック
					カップ類:カップ麺・ヨーグルト・プリン等のカップ
					袋類:レジ袋・菓子袋等
	その他:梱包用材(発泡スチロール)・キャップ・ラベル等				
	ペットボトル	月1回	推奨ごみ袋	ステーション方式	ボトル類:飲料用・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品等のボトル
					カン類:缶詰・ジュース缶・菓子缶・スプレー缶・カセットボンベ等
					ビン類:調味料・ポン酢・化粧品・ドリンク類等
	カンビン 小型金属類 古紙 古布	月1回	推奨ごみ袋 (古紙は種類ごとに紐結束)	ステーション方式	小型金属類:18リットル缶・なべ・フライパン・スプーン等
					古紙類:新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・雑紙等
					古布類:衣類・タオル等

分別	収集頻度	排出方法	排出方式	対象
普通ごみ		推奨ごみ袋	戸別方式	生ごみ類:生ごみ・茶かす等
				紙くず類:ちり紙・紙きれ等
				その他:剪定枝、落ち葉、天然皮革(靴・かばんなど)等
資源ごみ	事業所による	推奨ごみ袋(古紙は種類ごとに紐結束)	戸別方式	カン類:ジュース・缶詰などのカン(一斗カンまでの大きさ)
				ビン類:酒・しょうゆ・ジュース・調味料等のビン
				小型金属類:鍋・フライパン・やかん・スプーン等
				古紙類:新聞・雑誌・段ボール等
				古布類:衣類・タオル等

## 7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の構築を図るとともに、社会情勢の変化に対応して、次の収集運搬・中間処理及び最終処分にに基づき、より適正な収集・運搬、処理・処分を行う。

### (1) 収集・運搬

- ・ごみの収集・運搬は、ステーション方式を基本とし、市民の生活スタイルに対応すべく、随時、予約制により臨時ごみ収集も引き続き実施する。
- ・高齢又は障害等の理由により家庭ごみの搬出が困難な世帯に対し、玄関前で戸別に収集する「ふれあい収集」を継続して実施する。
- ・一部の資源ごみ（カン、ビン、小型金属、古紙、古布）については、資源選別作業所への直接持ち込みを可能としており、今後も引き続き継続していく。また、陶磁器製及びガラス製食器や子供服の資源選別作業所等への持ち込み、もえるごみ、もえないごみ・粗大ごみの第2清掃工場への直接持ち込みも引き続き継続し、市民サービスの向上を図っていく。
- ・家庭及び事業所等から排出されるごみの収集・運搬業務は、今後も継続して業者委託により実施しつつ、さらに効率的で効果的な収集・運搬に努める。

### (2) 中間処理

- ・「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」の焼却及び破碎処理等については、南河内環境事業組合第2清掃工場で適正に処理を行う。
- ・資源ごみについては、委託により環境に配慮した適正かつ効率的・効果的な処理を行う。

### (3) 最終処分

- ・焼却処理により発生する焼却灰については、環境負荷を低減するため減量に努め、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託し最終処分を行っていく。

## 8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

本市の「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」については、本市を含む3市2町1村で構成する南河内環境事業組合第2清掃工場で処理されている。

施設名	南河内環境事業組合第2清掃工場
■焼却処理施設	
処理能力	95t/24h×2炉
処理方式	全連続燃焼式ごみ焼却炉
■粗大ごみ処理施設	
処理能力	回転式:30t/5h せん断式:5t/5h
処理方式	回転式破砕機 せん断式破砕機

資源ごみのうち、カン・ビン・小型金属・古紙・古布・プラスチック製容器包装・ペットボトル・陶磁器製食器・ガラス製食器については、民間の処理施設において、選別・圧縮・梱包等を行い、再生事業者へ引き渡し資源化を行っている。また、大型金属類については、直営の施設である資源選別作業所において、委託業者により選別等ののち、資源化を行っている。

施設名	藤野興業(株)資源リサイクルセンター
■カン・ビン等中間処理施設	
処理委託(予定)量	カン:286t ビン:656t 小型金属:23t 古紙:903t 古布:147t
処理方式	選別・圧縮・梱包
■プラスチック製容器包装中間処理施設	
処理委託(予定)量	プラスチック製容器包装:730t
処理方式	選別・圧縮・梱包
■ガラス等中間処理施設	
処理委託(予定)量	陶磁器製・ガラス製食器:9t
処理方法	選別・破砕・エッジレス加工・ふるい

施 設 名	(株)河内長野衛生事業所
■ペットボトル中間処理施設	
処理委託(予定)量	ペットボトル:195t
処 理 方 式	選別・圧縮・梱包

施 設 名	河内長野市資源選別作業所
■大型金属等選別処理	
処理委託(予定)量	大型金属類:212t
処 理 方 式	選別・圧縮・梱包

第2清掃工場において、処理後に発生する焼却灰の最終処分は、長期安定的または広域的に廃棄物を適正処理するために設立された大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で行っている。

施 設 名	大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)
広 域 対 象 地 区	近畿2府4県168市町村